

大学院に在学している方へ

2026年度

奨学金案内 ダイジェスト



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization



「奨学金案内」は機構ホームページに掲載しています。⁰¹



01

- ・奨学金を申し込むにあたってこれだけは知っておいてほしいことを説明していますので、本冊子をよく読んで、奨学金の利用を検討してください。
- ・奨学金利用を希望する場合は、本冊子9ページを確認のうえ、学校の指示に従って申し込んでください。
- ・更に詳しい内容を知りたいときは、機構ホームページおよび「奨学金案内」をご覧ください。

目 次

はじめに 1

【奨学金の種類と貸与額】

【申込時期】

【申込方法】

【奨学金の振込み】

第一部 奨学金制度の概要(大学院)

1. 申込資格 2

2. 第一種奨学金と授業料後払い制度の選考基準 2

① 学力基準

② 家計基準

(参考)第一種奨学金と授業料後払い制度のちがい

3. 第二種奨学金の選考基準 4

① 学力基準

② 家計基準

4. 採用後に気を付けてほしいこと 4

5. 返還について 5

6. 特に優れた業績による返還免除 6

7. 申し込むまでにやっておくこと 6

第二部 申込みから採用までの流れ 9

本冊子の各説明箇所に、機構ホームページ内にある説明ページへのリンクを掲載しています。

はじめに

日本学生支援機構の大学院の奨学金は返還の必要がある「貸与型」であり、あなた自身が受けるものです。
奨学金の種類によって、対象となる要件や貸与額などが異なりますので、本冊子の内容をよく確認してください。



奨学金の種類と貸与額				
種類		利子	貸与時期	貸与額
第一種奨学金		無利子	毎月1回	修士課程相当 月額50,000円または88,000円
				博士課程相当 月額80,000円または122,000円
授業料 後払い 制 度	授業料 支援金		学校が指定 する月	国公立:年額(最大)535,800円、私立:年額(最大)776,000円 (この額を「支援対象授業料」という。)に、保証料相当額を加えた額
	生活費 奨学金		毎月1回	月額0円(利用しない)、2万円、4万円から選択
第二種奨学金		有利子	毎月1回	月額 5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択 ※法科大学院は月額15万円を選択した場合に限り、 4万円または7万円の増額ができます。
入学時特別増額貸与奨学金			初回振込時に 1回限り	10万円から50万円の間で10万円単位の額で選択

※第一種奨学金(「授業料後払い制度」を含む)と第二種奨学金は同時に申し込むことができます(併用貸与)。

ただし、「第一種奨学金」と「授業料後払い制度」は同時に申し込むことはできません。

※入学時特別増額貸与奨学金は、第一種奨学金(「授業料後払い制度」を含む)または第二種奨学金と同時に申し込まなければいけません。

※有利子の奨学金であっても貸与中は利子はありません。



授業料後払い制度は修士課程相当の人を対象としています。

- 授業料後払い制度は、貸与奨学金として、日本学生支援機構から授業料相当額を振り込んで授業料に充てることができる制度です。
- 授業料に充てる「授業料支援金」のほかに、生活費向けの貸与「生活費奨学金」も受けることができます。
- 「授業料支援金」は、原則学校に直接振り込まれます。
- 通常の第一種奨学金とは併用できません(3ページ参照)。
- 授業料後払い制度(大学院修士段階)⁰²



02

申込時期

毎年、春(4月～)と秋(9月～)

申込期間等は学校によって異なるため、学校へお問い合わせください。

※被災や事故・病気等により家計が急変した場合は、年間を通じていつでも申し込むことができます(9ページ参照)。

申込方法

学校から申込みに必要な書類等を受け取り、申込サイトから申し込んでください(9ページ参照)。

奨学金の振込み

あなた名義の普通口座に、毎月振り込まれます。

- 利用できる金融機関(国内の銀行、信用金庫、労働金庫など)の詳細は「奨学金案内」⁰³を確認してください。



03

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人を対象とした、卒業後に返還が必要な奨学金です。
あなた自身が「借りる」ものです。返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

1. 申込資格

日本国籍を持つ人。

※日本国籍がない場合でも利用可能な場合があります。

●申込みできる在留資格等⁰⁴(大学等の要件と同じです)



04

●申込資格の詳細

第一種奨学金⁰⁵(「授業料後払い制度」を含む)と第二種奨学金の貸与条件は同じです。



05

2. 第一種奨学金と授業料後払い制度の選考基準

学力基準および家計基準の両方の基準を満たしていること ※第一種奨学金と授業料後払い制度の選考基準は同じです。

① 学力基準

【修士・博士前期課程】

大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること

【博士・博士後期課程】

大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること

② 家計基準

あなたと配偶者(いる場合)の所得金額※により、基準に該当するかを判定します。

※2026年度春(秋)の申込みの場合は、2024年(2025年)の所得金額に基づく2025年度(2026年度)の住民税情報

●第一種奨学金の家計基準⁰⁶



06

●第一種奨学金(「授業料後払い制度」を含む)と第二種奨学金併用貸与の家計基準⁰⁷



07



08

●進学資金シミュレーター⁰⁸

必要な項目を入力することで収入基準に該当するかどうかの目安を確認できます(実際の選考結果とは必ずしも一致しません)。

	本人が給与所得者の場合 (年間の給与収入金額)		本人が給与所得者以外の場合 (年間の所得金額)	
	第一種奨学金 授業料後払い制度	併用貸与	第一種奨学金 授業料後払い制度	併用貸与
修士・博士前期課程	299	284	197	188
博士・博士後期課程	340	299	223	197

※ 上記は、配偶者がいない場合の目安です。

※ フードデリバリー等のアルバイト収入は事業所得になる場合があるので勤務先に確認してください。

※ 併用貸与とは、第一種奨学金または「授業料後払い制度」と第二種奨学金の両方の貸与を受けることです。

※ 「第一種奨学金」と「授業料後払い制度」は同時に申し込むことは出来ません。

(参考)第一種奨学金と授業料後払い制度のちがい

第一種奨学金

こんな方におすすめ！

- ・ 授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方
- ・ 人的保証や、定額返還方式を利用したい方

月々の振込額※¹

50,000 円/月
または
88,000 円/月

年間の振込総額※¹

600,000 円/年～
1,056,000 円/年

※¹ 機関保証を選択した場合、この金額から保証料相当額が差し引かれ振り込まれます。最終的に返還が必要な額は保証料相当額を加えた額になります。

授業料後払い制度

こんな方におすすめ！

- ・ 授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方
- ・ 大学院修了後、所得が低い間はできるだけ返還月額を低くしたい方

授業料支援金※²※³

【国・公立】
最大 535,800 円/年
【私立】
最大 776,000 円/年

生活費奨学金※⁴

20,000 円/月
または
40,000 円/月

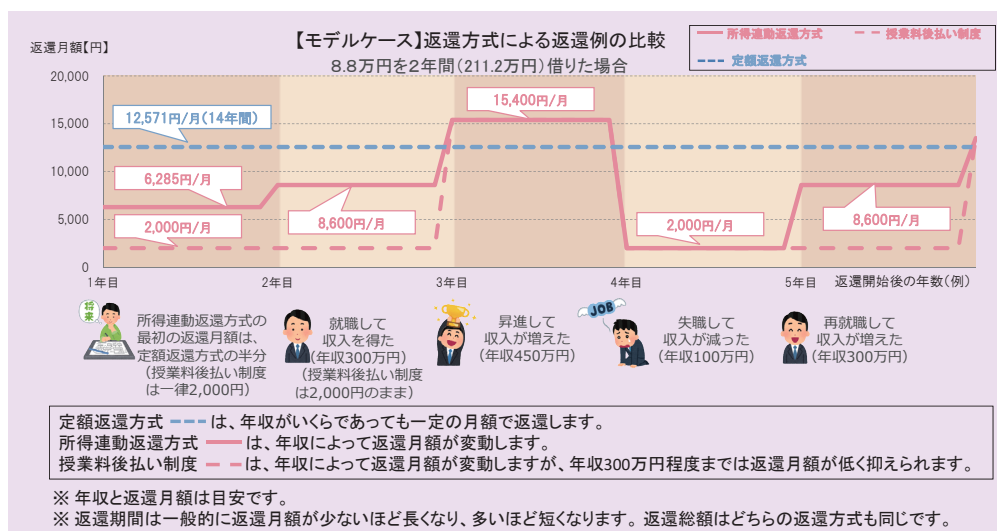
年間の振込総額※³

【国・公立】最大 1,015,800 円/年
【私立】最大 1,256,000 円/年

※² 授業料支援金の金額は学校が設定します。

※³ 貸与額(返還が必要な額)は、この金額に保証料相当額が加算されます。

※⁴ この金額から保証料相当額が差し引かれ振り込まれます。最終的に返還が必要な額は保証料相当額を加えた額になります。



3. 第二種奨学金の選考基準

学力基準および家計基準の両方の基準を満たしていること

① 学力基準

a. または b. のいずれかに該当すること

【修士・博士前期課程】

- a. 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動できると認められること
- b. 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること

【博士・博士後期課程】

- a. 大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動できると認められること
- b. 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること

② 家計基準

あなたと配偶者(いる場合)の所得情報※により、基準に該当するかを判定します。

※2026年度 春(秋)の申込みの場合は、2024年(2025年)の所得金額に基づく2025年度(2026年度)の住民税情報

●進学資金シミュレーター(2ページ参照)で収入基準を満たしているか目安の確認ができます(実際の選考結果とは必ずしも一致しません)。

●第二種奨学金の家計基準⁰⁹



(参考)収入・所得の上限額の目安

(単位:万円)

	本人が給与所得者の場合 (年間の給与収入金額)	本人が給与所得者以外の場合 (年間の所得金額)
修士・博士前期課程	536	364
博士・博士後期課程	718	503

※ 上記は、配偶者がいない場合の目安です。

※ フードデリバリー等のアルバイト収入は事業所得になる場合があるので勤務先に確認してください。

4. 採用後に気を付けてほしいこと



① 採用後の定期的な手続きは、学校が指定する期日までに必ず行ってください。

● 採用後の手続き¹⁰

② 休学や復学、退学をするときは、早めに学校へ相談してください。

● 在学中の各種変更等の届出・願出¹¹



③ 採用後も学業成績等の判定があります。



学業成績等の状況によっては、振込みが止まったり打ち切られたりすることがあります。

● 適格認定¹²

5. 返還について

貸与が終了した月の翌月から数えて7か月目(3月貸与終了の場合は10月)から返還が始まります。

●奨学金の返還に関する詳しい説明¹³



13

① 返還方法

返還は口座振替で行い、毎月27日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)が引落日です。
貸与が終了した月の翌月から繰り上げて返還することができます。

② 返還額(割賦額)

【第一種奨学金(月賦返還・定額返還方式を適用)の例】

月額8万8千円の貸与を2年間受ける場合

返還総額	毎月の返還額	返還年数
2,112,000円	12,571円	14年



【第二種奨学金(月賦返還・利率固定方式2.112%(2025年11月時点)を適用)の例】

月額8万円の貸与を2年間受ける場合

返還総額			毎月の返還額	返還年数
元 金	利 子			
2,217,115円	1,920,000円	297,115円	14,212円	13年

※ 上表は例です。実際に適用される利率は貸与を終える月により変わるため、それに応じて、利子の額や毎月の返還額等も変動することになります。

③ 返還が難しくなったとき

病気や失業などで返還することが難しくなったときは、一定期間毎月の返還額を減額して返還したり(減額返還)、返還を先送りにしたり(返還期限猶予、在学猶予)することができます。延滞する前にこれらの制度の活用を検討してください。

あなたが死亡したときや、精神・身体の障害により働けなくなったときは、願出により返還が免除される場合があります。

④ 返還が滞ったとき

引き落としができず返還が滞ると、延滞金(年3%)がつきます。
また、延滞3か月以上になると、個人信用情報機関へ個人情報が登録されます。

⑤ 企業等による代理返還

奨学金の返還を支援する地方自治体や企業もあります。

●地方公共団体の返還支援及び奨学生推薦制度 ¹⁴	●企業等の奨学金返還支援(代理返還)制度 ¹⁵
 14	 15

6. 特に優れた業績による返還免除

貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合、貸与終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。学校を通して申請します。

- 特に優れた業績による返還免除制度¹⁶



16

【対象】

大学院において第一種奨学金(「授業料後払い制度」を含む)の貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人
※第一種奨学金の貸与終了する年度に、学校を通じて申請が必要です。

教員になった人を対象に①～③すべてを満たす場合、全額免除となります。

- ① 貸与期間中に在学している課程で優れた業績を挙げた者として機構が認定した者
- ② 教職大学院または一定の条件を満たす教職大学院以外の大学院に原則在籍中に教員採用選考試験に合格した者
- ③ 大学院修了の翌年度に免除対象となる学校種の教員になるなど、その他必要な要件を全て満たした者



他の経済的支援を受けていると免除の対象にならない場合があるので、機構ホームページをご確認ください。

- 【博士・博士後期課程】特に優れた業績による返還免除の対象外となる者¹⁷



17

【博士・博士後期課程】返還免除内定制度



第一種奨学金に採用された博士・博士後期課程1年次を対象として、貸与終了時の返還免除を内定する制度です。

- 【博士・博士後期課程】返還免除内定制度の詳細¹⁸

18

7. 申し込むまでにやっておくこと

① 奨学金の種類を決める(1ページ参照)

第一種奨学金または授業料後払い制度と第二種奨学金は同時に申し込むことができます。

※入学時特別増額貸与奨学金は、第一種奨学金(「授業料後払い制度」を含む)または第二種奨学金と同時に申し込まなければいけません。

② 奨学金を受け取る口座を準備する

あなた名義の口座を準備してください。

③ マイナンバーを準備する

あなたと配偶者(いる場合)のマイナンバーとあなたの身元確認書類(マイナンバーカードなど)を準備してください。

④ 保証制度

「機関保証」または「人的保証」のいずれかを選択します。

※第一種奨学金、第二種奨学金における保証制度の要件は同じです。

※ただし、修士課程相当を対象とした「授業料後払い制度」を利用した場合は「機関保証」となります。

- 保証制度¹⁹



19

保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に一定の保証料を支払い、連帯保証を受ける制度です。
毎月の奨学金から保証料を差し引いて振り込みます。
保証料の月額は一貸与月額、貸与期間及び返還期間等によって決まるため、奨学生採用時にお知らせします。
なお、第一種奨学金と第二種奨学金の保証料は異なります。

● 第一種奨学金の保証料²⁰



20

● 第二種奨学金の保証料²¹



21

【保証料の例(2025年度採用者の場合)】

- 授業料支援金で学校が支援対象授業料として年535,800円を貸与期間2年間で指定した場合、36,042円の保証料が貸与総額(1,107,642円)から差し引かれます。
- 第二種奨学金で月額8万円の貸与を2年間受ける場合、毎月3,164円の保証料が貸与額(8万円)から差し引かれます。



あなたが返還を一定期間延滞したときは、保証機関があなたに代わり機構へ返済しますが、その後、あなたは保証機関へ返済する必要があります。

要件に合う人に連帯保証人(父や母)および保証人(おじやおば等)になってもらい、保証を受ける制度です。

- 人的保証制度(連帯保証人や保証人の要件を含む)²²



22



あなたが返還を一定期間延滞したときは、機構から連帯保証人および保証人にも延滞のお知らせの送付や返還の請求・督促等を行います。

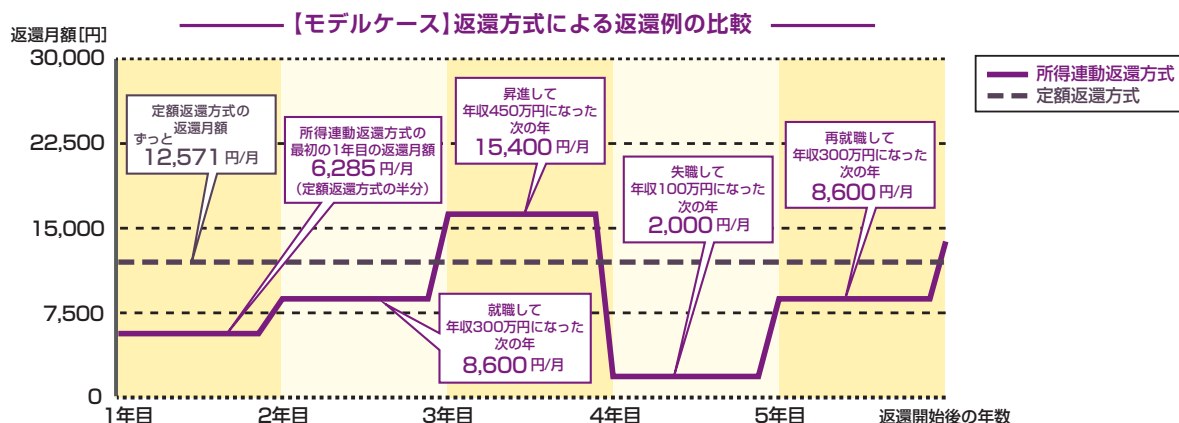
⑤ 返還方式を選択する

第一種奨学金を利用する人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のいずれかを選択します。
ただし、修士課程相当を対象とした「授業料後払い制度」を利用した場合は「所得連動返還方式」となります。
第二種奨学金を利用する人は「定額返還方式」のみです。

所得連動返還方式	定額返還方式
毎月の返還額が前年の所得等に応じて決定される方式 ※保証制度は「機関保証」、割賦方法は「月賦返還」となります。 【年収に応じた返還額の目安例】 年収300万円 ⇒ 約8,600円/月で返還 年収450万円 ⇒ 約15,400円/月で返還 ※返還者本人に子どもがいる場合、1人につき月額から約2,400円を控除 ● 所得連動返還方式の詳細²³	毎月の返還額が貸与総額(借用金額)に応じて決定される方式 【貸与総額に応じた返還額の例】 第一種奨学金で月額8万8千円の貸与を2年間受けた場合(総額211万2千円)、約12,571円(14年間)を毎月返還



23



⑥ 割賦方法を選択する

第一種奨学金で「所得連動返還方式」を選択した人と授業料後払い制度を利用する人は「月賦返還」のみです。
その他の人は「月賦返還」または「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択します(返還誓約書提出時に選択(9ページ参照))。

月賦返還	月賦・半年賦併用返還
返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法 10月 11月 12月 1月 2月 ... 6月 7月 8月 9月 ...	返還総額の半分を毎月定額で返還し(月賦)、もう半分の1月と7月(半年賦)に返還する方法 10月 11月 12月 1月 2月 ... 6月 7月 8月 9月 ...

⑦ 利率の算定方法(第二種奨学金および入学時特別増額貸与奨学金)を選択する

第二種奨学金や入学時特別増額貸与奨学金を利用する人は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」のいずれかを選択します。
※第二種奨学金は貸与終了まで算定方法を変更することが可能ですが、入学時特別増額貸与奨学金は、申込時に選択した算定方法から変更することはできません。

●過去の利率²⁴



24

利率固定方式	利率見直し方式
貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用される方式 利率(%) 返還期間中利率は変化しない 固定利率 5年 10年 15年 返還期間	貸与終了時点で決定した利率を返還期間中、おおむね5年ごとに見直す方式 利率(%) 5年ごとに利率が見直しされる 見直し利率 5年 10年 15年 返還期間

●本冊子より詳しい内容を知りたいときは機構ホームページから「奨学金案内」²⁵をご確認ください。



25



申込みから奨学金が最初に振り込まれるまでは、
2～3か月程度かかります。

STEP1

学校から申込みに必要な書類等を受け取る

- ① 奨学金案内ダイジェスト(本冊子)
- ② スカラネット入力下書き用紙
→申込サイトに入力する内容を事前に整理しメモするための用紙 **STEP2**
- ③ 識別番号(ユーザID・パスワード)→申込サイトにログインするために必要 **STEP2**
- ④ 奨学金確認書兼地方税同意書のセット →機構の定める規程などを確認し、誓約する書類 **STEP3**

※受け取っていない書類等がある場合は、学校へお問い合わせください。

申込みに必要な
「申込IDと初期パスワード」は
この書類に記載があります

申込みには③と④の
二種類のパスワードが
必要だから気を付けま
しょう



STEP2

申込サイトから申込情報を送信後、あなたと配偶者(いる場合)のマイナンバーを送信

●申込サイト(スカラネット)²⁶



26

●申込みにおけるマイナンバーの使用の詳細²⁷



27

STEP3

「奨学金確認書兼地方税同意書」を記入し、提出用封筒を簡易書留で機構へ郵送



- 申込IDとパスワード※は控えておく。 ※申込サイトで、あなたが変わったパスワード
- 配偶者欄は、申込サイトで入力した配偶者と同じ人が記入する。
- マイナンバー送信後、一週間以内に郵便局の窓口から簡易書留で郵送する。

以下に該当する人は、学校に書類提出が必要な場合があります。

- ☐ 海外居住などでマイナンバーを機構へ提出できない人
- ☐ あなたが外国籍の場合 ☐ 家計が急変した人

●必要な書類は「奨学金案内」をご確認ください²⁸



28



STEP4

採用後の手続き

- あなたが登録した口座に奨学金が振り込まれたことを確認する。
- 採用決定に関する書類(奨学生証など)を受け取る。
- 返還誓約書(借用証書)を記入し、学校へ期日までに提出する。



● 返還誓約書を期日までに提出しない場合は採用が遡って取り消しとなる場合があります。



被災や事故・病気等により家計が急変した場合は、年間を通じていつでも申し込むことができます。
(家計が急変した「特定の事由」に該当している必要があります。また、事由に対応する証明書類等の提出
が必要です。)

申込手続きなどを機構ホームページで確認して、学校へお問い合わせください。

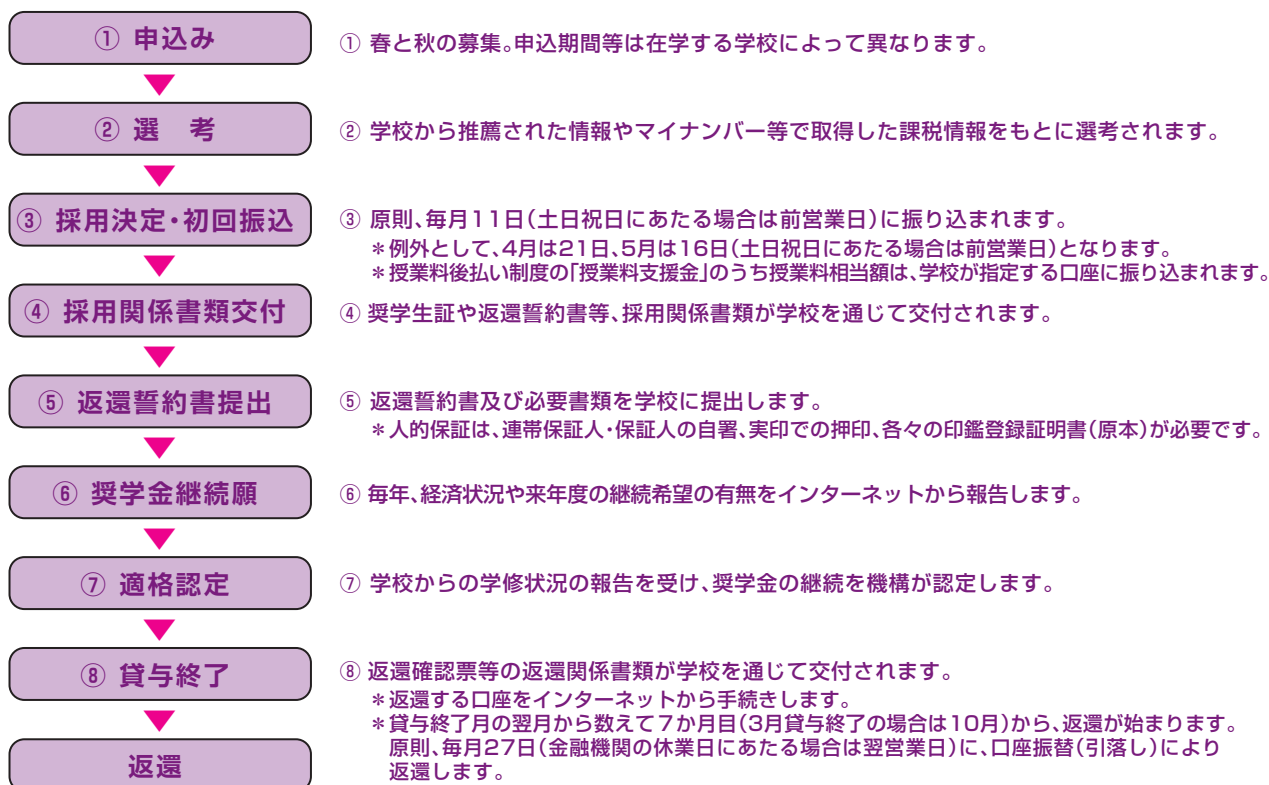
●家計が急変したときの申込手続き²⁹



29

採用後に必要な書類の提出や報告等を期限までに行わない場合、奨学金の貸与が止まったり、打ち切られることがあります。学校からの連絡は見落としのないようにし、各手続きを行ってください。

申込み・採用～貸与終了までの流れ



申し込むときの便利コンテンツ

●奨学金の申込手続きに関するよくある質問³⁰



30

●進学資金シミュレーター³¹

必要事項を入力することで、家計基準以下であるか試算できます。
シミュレーション結果と実際の選考結果は必ずしも一致しません。



31

●奨学金貸与・返還シミュレーション³²

将来の返還額や返還回数の試算ができます。
経済状況や人生・生活設計に基づき、将来、返還する義務があることを考慮して、申請及び貸与月額を選択等を行ってください。



32

●奨学金相談サイト³³

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。



33

●「スカラネット」や「スカラネット・パーソナル」のログイン方法などの動画³⁴



34

▼以下の情報も参考にしてください。

●大学・地方公共団体等が行う奨学金制度³⁵

学校が実施している奨学金、授業料等の減免・徴収猶予制度や地方公共団体等が実施している奨学金制度などを掲載しています。



35

●日本政策金融公庫の「国の教育ローン」(日本政策金融公庫のホームページ)³⁶

保護者に対して、入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資する制度です。



36